

学 則

令和3年4月1日改正

明 海 大 学

明海大学学則

目 次

第1章	総則（第1条－第4条）
第2章	授業科目、講座および履修方法（第5条－第9条）
第3章	教職員（第10条－第11条）
第4章	総合協議会および教授会（第12条－第15条）
第5章	入学、転学、休学、復学、留学、転学部、転学科 および退学（第16条－第29条）
第6章	学年、学期および休業日（第30条－第32条）
第7章	試験、進級および卒業（第33条－第45条）
第8章	入学検定料および学生納付金等 （第46条－第51条）
第9章	賞罰（第52条－第54条）
第10章	服装（第55条）
第11章	専攻生・研究生・科目等履修生および特別聴講学生 （第56条－第65条）
第12章	教育センター（第65条の2－第65条の4）
第13章	附属機関（第66条－第69条）
第14章	大学院（第70条）
第15章	別科（第71条）
附 則	

第1章 総則

(目的)

第1条 明海大学（以下「本大学」という。）は、教育基本法ならびに学校教育法の定めるところに従い、広く一般教養および専門教育の学術を教授研究し、社会性、合理性、創造性豊かな人材を育成すると共に、人類共存の理念に基づき広く社会の発展に貢献することを目的とする。

(学部学科)

第2条 本大学に次の学部、学科をおく。

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| (1) 外国語学部 | 日本語学科
英米語学科
中国語学科 |
| (2) 経済学部 | 経済学科 |
| (3) 不動産学部 | 不動産学科 |
| (4) ホスピタリティ・ツーリズム学部 | ホスピタリティ・ツーリズム学科 |
| (5) 歯学部 | 歯学科 |
| (6) 保健医療学部 | 口腔保健学科 |

(学部学科の目的)

第2条の2 外国語学部日本語学科は、国際未来社会で活躍し得る人材を育成するため、広く知識を受け、日本語学分野における学識およびグローバルビジネスに関する知識を受け、国際理解に関する学識を広く、横断的に教授することによって、総合的な応用能力および研究能力を培うことを目的とする。

第2条の3 外国語学部英米語学科は、国際未来社会で活躍し得る人材を育成するため、広く知識を受け、英米語学分野における学識およびグローバルビジネスに関する知識を受け、国際理解に関する学識を広く、横断的に教授することによって、総合的な応用能力および研究能力を培うことを目的とする。

第2条の4 外国語学部中国語学科は、国際未来社会で活躍し得る人材を育成するため、広く知識を受け、中国語学分野における学識およびグローバルビジネスに関する知識を受け、国際理解に関する学識を広く、横断的に教授することによって、総合的な応用能力および研究能力を培うことを目的とする。

第2条の5 経済学部経済学科は、国際未来社会で活躍し得る人材を育成するため、広く知識を受け、経済学分野における学識、応用能力及び研究能力を培うことを目的とする。

第2条の6 不動産学部不動産学科は、国際未来社会で活躍し得る人材を育成するため、広く知識を受け、不動産学分野における学識、応用能力及び研究能力を培うことを目的とする。

第2条の7 ホスピタリティ・ツーリズム学部ホスピタリティ・ツーリズム学科は、国際未来社会で活躍し得る人材を育成するため、広く知識を受け、ホスピタリティ・ツーリズム学分野における学識、応用能力及び研究能力を培うことを目的とする。

第2条の8 歯学部歯学科は、国際未来社会で活躍し得る人間性、感性に富む歯科医師を育成するため、広く知識を受け、歯学分野における学識、臨床能力及び研究能力を培うことを目的とする。

第2条の9 保健医療学部口腔保健学科は、国際未来社会で活躍し得る人間性、感性に富む歯科衛生士を育成するため、広く知識を受け、口腔保健学分野における学識、臨床能力及び研究能力を培うことを目的とする。

(修業年限)

第3条 学部の修業年限は4年とする。ただし、歯学部にあつては6年とする。

(入学定員および収容定員)

第4条 本大学各学部の入学定員および収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員 (名)	収容定員 (名)
外国語学部	日本語学科	80	320
	英米語学科	160	640
	中国語学科	40	160
経済学部	経済学科	300	1,200
不動産学部	不動産学科	180	720
ホスピタリティ・ツーリズム学部	ホスピタリティ・ツーリズム学科	200	800
歯学部	歯学科	120	720
保健医療学部	口腔保健学科	70	280
合 計		1,150	4,840

第2章 授業科目、講座および履修方法

(授業科目、講座)

第5条 本大学外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部および保健医療学部に開設する授業科目の区分は、次のとおりとする。

(1) 共通科目

(2) 専門科目

2 本大学歯学部開設する授業科目の区分は、次のとおりとする。

(1) 人間力形成科目

(2) 専門科目

3 本大学歯学部、別表2-1に定める講座をおく。

4 第1項および第2項の区分により、各学部において開設する授業科目および単位数（または時間数）は、別表1および別表2-2に定めるとおりとする。

5 削除

6 第1項から第4項に定めるもののほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める教員の免許状を得ようとする者のため教職課程をおき、教科および教職に関する専門教育科目に係る授業科目を開設する。

7 前項の授業科目およびその履修方法並びに学部・学科において取得できる教員の免許状の種類等については、別に定める。

(単位の算定)

第5条の2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の標準により計算するものとする。

(1) 講義および演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習および実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 前2号によりがたい授業科目にあつては、各学部の定めによるものとする。

2 歯学部第三系列の授業科目については、前項の単位制によらず、時間制によるものとする。

第6条 削除

第7条 削除

(履修方法)

第8条 学生は、別表1および別表2に定めるところにより、所定の授業科目を履修し、その

単位を修得しなければならない。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第8条の2 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、学部の定めるところにより、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 他の大学または短期大学における授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第8条の3 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第3項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第8条の4 教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生により修得した単位を含む。)を、学部の定めるところにより本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第8条の2第1項および第3項ならびに前条第1項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(編入学の場合の既修得単位等の取り扱い)

第8条の5 第17条から第18条の定めにより、入学を許可された者の他の大学等において

すでに履修した授業科目および単位数の取り扱いならびに在学すべき年数については、学長が決定する。

(選択科目の登録)

第9条 選択履修する授業科目は、毎学年所定の期間に登録しなければならない。

第3章 教職員

(職員)

第10条 本大学に次の職員をおく。

学長

副学長

学部長

教授

准教授

講師

助教

助手

事務局長

事務職員

技術職員

2 前項の他、必要に応じて他の職員をおくことができる。

(組織および職務)

第11条 職員に関する規程は、別に定める。

第4章 総合協議会および教授会

(総合協議会)

第12条 本大学に、教学についての全学的な重要事項を審議し、併せて部局相互間の連絡調整を行うため、総合協議会を置く。

2 総合協議会に関する規程は、別に定める。

(教授会)

第13条 本大学の各学部教授会を置く。

2 教授会に関する規程は、別に定める。

第14条 削除

第15条 削除

第5章 入学、転学、休学、復学、留学、転学部、転学科および退学

(入学時期)

第16条 入学の時期は学年の始めとする。

2 教育上必要と認めるときは、第31条第1項に定める後学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第17条 本大学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本大学が行う選抜試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力

があると認めた者で、18歳に達した者

(編入学および転入学)

第18条 本大学の外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部および保健医療学部欠員がある場合に限り、次の各号の一に該当する者で、第3年次に編入学を志望する者は、選考のうえ学長が当該学部教授会の意見を聴いて入学を許可する。

- (1) 短期大学(外国の短期大学、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校(文部科学大臣指定外国大学(短期大学相当)日本校)を含む。)を卒業した者
- (2) 高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第132条に規定する者に限る。)
- (4) 高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)

2 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する者で、本大学に編入学および転入学を願ひ出たときは、本大学の学部の在籍者数等の状況を勘案し教育に支障がない場合に限り選考のうえ、学長が当該学部の教授会の意見を聴いて相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 前項の各号の一に該当する者
- (2) 大学(外国の大学を含む。)に1年以上在学し所定の単位を修得した者
(入学者選抜試験日等)

第19条 入学者選抜試験期日、試験科目および出願期間は毎年度別に定める。

(入学の出願)

第20条 入学を志願する者は指定の期間中に次の各号に示す書類その他を提出しなければならない。

- (1) 本大学所定の入学志願票
- (2) 調査書(修学履修書、最終学年の成績証明書および入学資格を証明する学校長の証明書または検定合格証明書)
- (3) 写真(最低3か月以内に撮影した上半身・正面・脱帽・縦4センチメートル×横3センチメートル)
- (4) 入学検定料

2 第17条第3号に該当する外国人は、学科課程修了証明書のほかに本邦に駐在する当該国

の政府機関の証明書または推せん書の添付を必要とする。

(入学者の選抜)

第20条の2 本大学は、入学者受入方針に基づき、入学者選抜試験を実施し、学長は当該学部教授会の意見を聴いて、合格者を決定する。

(入学の手続きおよび入学の許可)

第21条 入学者選抜試験に合格した者は、所定の期日までに、第46条に定める学生納付金を納付し、誓約書その他所定の書類を提出して、入学手続きを完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(在学保証書)

第22条 本大学入学の際は、独立の生計を営む成年者で学生の身上に関し、一切の責任を負うことのできる保証人を定め、所定の在学保証書に署名捺印しなければならない。

(更新)

第23条 前条の保証人がその要件を欠くに至ったときは、改めて保証人を定め、直ちに在学保証書を更新しなければならない。

(届出)

第24条 学生、または保証人が改名、転籍したときは住民票記載事項証明書を添付して直ちにその旨届け出なければならない。

2 学生、または保証人が転居したときは直ちにその旨届け出なければならない。

(転学)

第24条の2 本大学の学生で他の大学に転学しようとする者は、その理由を具して学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(休学)

第25条 病気その他やむを得ない事由により引きつづき3か月以上出席することのできない者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

2 休学期間は1年以内または学期の期間以内とし、なお休学を要する者は、許可を得て、更に1年以内に限り継続して休学することができる。

3 休学できる期間は、卒業までに通算して3年を超えることができない。なお年数の計算は歯学部においては、年度を単位とする。

4 休学期間は、在学期間および修業年数には算入しない。

(復学)

第25条の2 休学期間が満了し、または休学期間中にその事由が消滅したことにより、復学しようとする者は、学長の許可を得て相当年次に復学することができる。

2 復学願には、保証人の連署を要し、疾病により休学した者は病院等の診断書を添付しなければならない。

(留学)

第26条 外国の大学において学修を志望する者は、学長の許可を受け留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第3条の修業年限に算入することができる。

3 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(転学部および転学科)

第27条 転学部および転学科を志望する者があるときは、選考のうえ学長が許可することができる。

(退学)

第28条 病気その他やむを得ない事由のため、退学しようとする者は、その事由を証明する書類を添え、保証人連署で、学長に願い出して、許可を得なければならない。

(再入学)

第29条 正当な理由で本大学を退学許可した者で、退学前に在籍した学部学科への再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は当該教授会の意見を聴いて、原年次以下に入学を許可することがある。この場合には、既修授業科目の全部または一部に再履修を命ずることがある。

(除籍)

第29条の2 次の各号の一に該当する者は除籍する。

(1) 学生納付金等の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者

(2) 第45条に規定する在学期間を超えた者

(3) 第25条第3項に規定する休学期間を超えた者

(4) 死亡の届出があった者

2 疾病その他の事由により、卒業の見込みがないと認められる者は、除籍することがある。

3 第1項第1号に該当する者の除籍日は、第48条に規定する納入期限の翌日とする。この場合において、当該学期の始めから除籍日までの期間の学生納付金等是不徴収とする。

(復籍)

第29条の3 前条第1項第1号により除籍となった者で、除籍日の翌日から起算して2年以内に除籍前に在籍した学部学科への復籍を願い出る者があるときは、学長は当該教授会の意見を聴いて、原年次に復籍を許可することがある。この場合において、既修得授業科目の全部または一部の再履修を命ずることがある。

2 前項の規定による復籍の時期は、許可を得た日以降における最初の学期の初日とする。

3 復籍した者が、前条第1項第1号の規定により再び除籍となったときは、その後の復籍は認めない。

第6章 学年、学期および休業日

(学年)

第30条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、第16条第2項の規定により後学期に入学する学生の学年は10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学期)

第31条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 教育上必要と認めるときは、学長の承認を得て、学期の期間を変更することができる。

(休業日)

第32条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日

(3) 本大学創立記念日（5月17日）

(4) 春季休暇（3月26日から4月10日まで）

(5) 夏季休暇（7月15日から9月14日まで）

ただし、歯学部は7月15日から8月31日まで

(6) 冬季休暇（12月26日から1月7日まで）

2 学長が必要と認めたときは休業日を変更し、また臨時に休業日を定めることができる。

第7章 試験、進級および卒業

(試験)

第33条 試験を分けて、定期試験、追試験および再試験とする。

- 2 定期試験は学期末、または学年末に行う。
- 3 追試験は、病気その他やむを得ない事故のため、定期試験を受けることのできなかった者のために行う。
- 4 再試験は成績が不合格であった者に対して行うことができる。
- 5 前項に定める試験の時期方法については、学長が定める。
- 6 追試験および再試験を受ける者は、別に定める試験料を納めなければならない。

(受験資格および受験条件)

第34条 試験は、授業を行った全科目について行う。ただし、授業科目によっては試験以外の方法でその成績を査定することができる。

- 2 各授業科目の試験の受験資格については、学長が定める。

第35条 いずれの授業科目においても、病気または正当の理由による長期欠席の場合には、特に考慮されることがある。なお、この場合には追試験を受けることができる。

第36条 試験は授業料その他所定の学生納付金を完納しなければ受けることができない。

(受験の欠席)

第37条 疾病その他やむを得ない理由によって試験に欠席する者は、医師の診断書またはその事由書を届け出なければならない。

(学習の評価)

第38条 試験の成績は、A（100～80点）B（79～70点）C（69～60点）D（59点以下）の4種とし、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。

(進級)

第39条 各学年の進級に関することについては、学長が定める。

(実験学習に必要な機械器具等)

第40条 実験実習に必要な機械器具、材料等を所定の期日までに準備しなければならない。
その品目は本大学が指定する。

第41条 削除

第42条 削除

(卒業の認定)

第43条 第3条に定める期間在学し、第5条第4項に定める所定の授業科目を履修しその単位を修得した者に対し、学長は当該学部教授会の意見を聴いて卒業を認定する。

(卒業の時期)

第43条の2 卒業の時期は、学年末とする。ただし、第3条に定める修業年限を超えて在学している学生は、卒業の時期を学期末とすることができる。

(学士の学位)

第44条 本大学を卒業した者に対し、次の区分に従い、学長は当該教授会の意見を聴いて学士の学位を授与する。

(1) 外国語学部	日本語学科	学士（日本語学）
	英米語学科	学士（英米語学）
	中国語学科	学士（中国語学）
(2) 経済学部	経済学科	学士（経済学）
(3) 不動産学部	不動産学科	学士（不動産学）
(4) ホスピタリティ・ ツーリズム学部	ホスピタリティ・ ツーリズム学科	学士（ホスピタリティ・ ツーリズム学）
(5) 歯学部	歯学科	学士（歯学）
(6) 保健医療学部	口腔保健学科	学士（口腔保健学）

2 学位の授与に関し必要な事項は、明海大学学位規程の定めるところによる。

(在学期間)

第45条 外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部および保健医療学部の学生は、8年を超えて在学することができない。

2 歯学部の学生は、次の年数を超えて在学することはできない。

1 学年	2 年
2 学年	2 年
3 学年から 4 学年	通算 4 年
5 学年から 6 学年	通算 4 年

3 第18条および第29条の定めにより入学した学生ならびに第29条の3の規定により復籍した学生は、定められた修学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することがで

きない。

第8章 入学検定料および学生納付金等

(入学検定料および学生納付金等)

第46条 入学検定料および学生納付金の額は、別表3のとおりとする。

2 第18条、第29条の定めにより入学を許可された者の学生納付金は別に定める。

(学生納付金の免除等)

第47条 削除

2 3月31日以前または9月30日以前に休学を願い出て許可された者に対しては、当該休学期間の属する学期に納付すべき授業料、施設維持費および教育充実費を免除する。この場合において、休学を許可された者は、在籍料として1学期当たり5万円を納付しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、学生納付金の免除等に関する事項は、別に定める。

(学生納付金の納付方法)

第48条 各学部の授業料および施設維持費は、毎年前期および後期の2期に分けて半額ずつ納入するものとし、教育充実費は、歯学部にあつては入学年度から6年間の前期および後期の12回に分けて定められた額を納入し、その他の学部にあつては毎年前期および後期の2期に分けて半額ずつ納入する。

前期 4月30日まで

後期 10月31日まで

2 第16条第2項の規定により後学期の始めに入学を許可された学生は、当該年度に納入すべき授業料、施設維持費および教育充実費の半額を納入する。

3 削除

(年度途中で卒業する場合の授業料等)

第48条の2 第43条の2のただし書きの規定により、前学期末に卒業が認められた者については、当該年度に納入すべき授業料、施設維持費および教育充実費の半額を納入する。

(除籍)

第49条 削除

(既納の入学検定料および学生納付金)

第50条 一度納付した入学検定料および学生納付金は、原則として返付しない。

2 削除

(手数料)

第51条 各証明書の交付を請求する場合には、本大学所定の手数料を納付しなければならない。

第9章 賞罰

(表彰)

第52条 学業の優秀な者、または善行のあった者については、学長がこれを表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第53条 学生の本分にふさわしくない行為のあった者については、学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学および訓告とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

(退学処分)

第54条 前条の退学処分は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくして出席が常でない者
- (4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 服装

(服装等)

第55条 本大学学生の服装は、学生としての品位を損なうことのないようにしなければならない。

第11章 専攻生、研究生、科目等履修生および特別聴講学生

(専攻生)

第56条 本大学において、特定学科目について精深な歯科医学の修得を願ひ出る者があるときは、専攻生として入学を許可することがある。

2 専攻生として入学を許可された者の授業料は別表3のとおりとする。

3 前2項に定めるほか専攻生に関する必要な事項は別に定める。

(研究生)

第57条 本大学において、特定の事項について研究することを願ひ出る者があるときは、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生として入学を許可された者の授業料は別表3のとおりとする。

3 前2項に定めるほか研究生に関する必要な事項は別に定める。

第58条 削除

第59条 削除

(科目等履修生)

第60条 本大学に授業科目を定めて履修を願ひ出る者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生として入学を許可された者の授業料は別表3のとおりとする。

3 前2項に定めるほか科目等履修生に関する必要な事項は別に定める。

第61条 削除

(特別聴講学生)

第62条 他の大学または外国の大学の学生で、本大学において授業科目の履修を志望する者があるときは、当該他大学または外国の大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し、必要な事項は、別に定める。

第63条 削除

第64条 削除

(準用規定)

第65条 専攻生、研究生、科目等履修生および特別聴講学生の本章各条に規定しない事項については、修業年限、卒業および学位を除き、所属学部学生に関する規定を準用する。

第12章 教育センター

(総合教育センター)

第65条の2 外国語学部、経済学部、不動産学部、ホスピタリティ・ツーリズム学部および保健医療学部の学生の学力および資質の向上を図る効果的な教育を学部横断的に実施するため、本大学に総合教育センターをおく。

2 総合教育センターの管理、運営に関する必要な事項は、別に定める。

(複言語・複文化教育センター)

第65条の3 グローバルな舞台に積極的に挑戦し活躍し得る人材の育成を図る効果的な教育を学部横断的に実施するため、本大学に複言語・複文化教育センターをおく。

2 複言語・複文化教育センターの管理、運営に関する必要な事項は、別に定める。

(教職課程センター)

第65条の4 教育界で活躍し得る知識、能力を有する人材育成を図るための充実した教育課程による効果的な教育を学部横断的に実施するため、本大学に教職課程センターを置く。

2 教職課程センターの管理、運営に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 附属機関

(附属病院)

第66条 一般患者の診療および学生の臨床実習に資するため、本大学に附属病院をおく。

2 附属病院の管理、運営に関する必要な事項は、別に定める。

(図書館)

第67条 職員および学生の研究・学習に資するため、本大学に附属図書館をおく。

2 附属図書館の管理、運営に関する必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第68条 職員および学生の心身の健康保持・増進を図るため、保健管理センターをおく。

2 保健管理センターの管理、運営に関する必要な事項は、別に定める。

(研究所および研究施設)

第69条 教育、研究上の目的を達成するため、本学に研究所（センター）または、研究施設をおくことができる。

2 研究所（センター）または研究施設の管理、運営に関する必要事項は別に定める。

第 14 章 大学院

(大学院)

第 70 条 本大学に大学院をおく。

2 大学院に関する必要な事項は別に定める。

第 15 章 別科

(別科)

第 71 条 本大学に別科をおく。

2 別科に次の課程をおき、入学定員は次のとおりとする。

日本語研修課程 65 名

3 別科の修業年限は 1 年とする。

4 別科に関する必要な事項は別に定める。

附 則

1 本学則のほかに、教育・研究または学生に関して必要な事項は、別に細則を定める。

1 本学則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

1 昭和 49 年 4 月 1 日 一部改正

1 昭和 50 年 4 月 1 日 一部改正

1 昭和 51 年 4 月 1 日 一部改正

1 昭和 52 年 4 月 1 日 一部改正

1 昭和 53 年 4 月 1 日 一部改正

ただし、第 4 条の総定員については、学年進行に伴い、昭和 53 年度 800 名、昭和 54 年度 840 名、昭和 55 年度 880 名、昭和 56 年度 920 名、昭和 57 年度 940 名、昭和 58 年度以降 960 名とする。また、第 5 条第 1 項第 2 号、第 8 条第 3 項および第 45 条については、昭和 53 年度入学生から適用する。なお、昭和 52 年度以前の入学生は従前の例による。

1 昭和 54 年 4 月 1 日 一部改正

ただし、第5条第1項第1号、第2号、第8条第2項、第3項、第45条および第47条については、昭和54年度入学生から適用する。なお、昭和53年度以前の入学生は従前の例による。

1 昭和55年4月1日 一部改正

ただし、第45条については、昭和55年度入学生から適用する。なお、昭和54年度以前の入学生は従前の例による。

1 昭和56年4月1日 一部改正

ただし、第8条第2項および第25条第2項は、昭和56年度入学生から適用する。なお、昭和55年度以前の入学生は従前の例による。

1 昭和57年4月1日 一部改正

1 昭和58年4月1日 一部改正

1 昭和59年4月1日 一部改正

ただし、第44条、第45条については、昭和59年度入学生から適用する。なお、昭和58年度以前の入学生は従前の例による。

1 昭和59年9月1日 一部改正

1 昭和60年4月1日 一部改正

ただし、第45条については、昭和60年度入学生から適用する。なお、昭和59年度以前の入学生は従前の例による。

1 昭和61年4月1日 一部改正

ただし、第45条および第46条については、昭和61年度入学生から適用する。なお、昭和60年度以前の入学生は従前の例による。

附 則

1 この改正は昭和63年4月1日から施行する。

2 昭和62年度以前に入学し、引続き在学している学生は、第45条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の学則第4条に規定する収容定員は、昭和63年度、昭和64年度、昭和65年度においては、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

収容定員

(単位：名)

学 部 学 科 名	昭和 63 年度	昭和 64 年度	昭和 65 年度
経 済 学 部 第一部 経済学科	2 0 0	4 0 0	6 0 0
経 済 学 部 第二部 経済学科	1 2 0	2 4 0	3 6 0
外国語学部 第一部 日本語学科	5 0	1 0 0	1 5 0
英米語学科	1 0 0	2 0 0	3 0 0
中国語学科	4 0	8 0	1 2 0
外国語学部 第二部 日本語学科	2 0	4 0	6 0
英米語学科	8 0	1 6 0	2 4 0
中国語学科	2 0	4 0	6 0

歯学部については、昭和 6 3 年度 9 2 0 名、昭和 6 4 年度 8 8 0 名、昭和 6 5 年度 8 4 0 名、昭和 6 6 年度 8 0 0 名、昭和 6 7 年度 7 6 0 名、昭和 6 8 年度以降 7 2 0 名とする。

- 4 改正後の第 8 条第 2 項、第 8 条の 2 については、昭和 6 3 年度以降に入学した学生に適用する。

附 則

- この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 昭和 6 3 年度以前に歯学部に入学者は、引続き在学している学生は、第 5 条第 3 項および第 8 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成元年 7 月 1 日から施行する。ただし、平成元年度以前の入学生については、第 4 5 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 外国語学部および経済学部の入学定員は、平成 2 年度から平成 1 0 年度までの間、第 4 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員（名）	
		第一部	第二部
外国語学部	日本語学科	5 0	3 0
	英米語学科	1 2 0	1 0 0
	中国語学科	5 0	3 0
経 済 学 部	経 済 学 科	2 8 0	1 8 0

附 則

この学則は、平成 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経済学部の入学生定員は、平成 3 年度から平成 11 年度までの間、第 4 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員 （ 名 ）			
		平成 3 年度から 平成 10 年度まで		平成 11 年度	
		第一部	第二部	第一部	第二部
経 済 学 部	経 済 学 科	4 0 0	1 8 0	3 2 0	1 2 0

附 則

この学則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 3 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 平成 3 年度以前の入学生については、改正後の学則第 46 条別表 4 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の学則第 4 条に規定する収容定員は、平成 4 年度、平成 5 年度、平成 6 年度においては、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

(単位：名)

学 部 学 科 名	平成 4 年度	平成 5 年度	平成 6 年度
不動産学部 第一部不動産学科	2 0 0	4 0 0	6 0 0
不動産学部 第二部不動産学科	1 2 0	2 4 0	3 6 0

附 則

- 1 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 5 年度以前の入学生の履修方法、休学期間の取扱いおよび学生納付金については、改正後の学則第 5 条、第 5 条の 2、第 8 条、第 46 条および第 48 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成4年度以前の入学生の旧学則第50条第5項の特待生の規定については、平成7年度（歯学部にあつては平成9年度）までの間、なお従前の例による。

4 第17条、第20条、第21条、第24条の2から第25条の2、第28条、第29条、第33条、第37条、第43条、第44条、第47条および第49条に規定する「もの」を「者」に改める。

附 則

1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

2 外国語学部および経済学部の入学定員は、平成7年度から平成11年度までの間、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員 （ 名 ）			
		平成7年度から 平成10年度まで		平成11年度	
		第一部	第二部	第一部	第二部
外国語学部	日本語学科	60	30	60	20
	英米語学科	130	100	110	80
	中国語学科	50	30	40	20
経済学部	経済学科	450	180	370	120

3 平成6年度以前の入学生については、改正後の学則第5条第3項、第8条および第45条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

2 平成7年度以前の入学生については、改正後の学則第5条第3項および第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

2 平成5年度以前の入学生については、改正後の学則第5条第3項および第8条の別表1の1および別表2の1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成7年度以前の不動産学部入学生については、改正後の学則第5条第3項および第8条の別表1の6および別表2の6の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成１１年４月１日から施行する。
- 2 外国語学部および経済学部の入学定員は、平成１１年度においては、第４条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員（名）	
		第一部	第二部
外国語学部	日本語学科	６０	３０
	英米語学科	１３０	１００
	中国語学科	５０	３０
経済学部	経済学科	４５０	１８０

- 3 平成５年度以前の入学生については、改正後の学則第５条第３項および第８条の別表１の１および別表２の１の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成７年度以前の不動産学部入学生については、改正後の学則第５条第３項および第８条の別表１の６および別表２の６の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成１１年５月２５日から施行し、同年４月１日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成１２年４月１日から施行する。
- 2 平成１１年度以前の入学生（３年次編入学生にあっては、平成１３年度以前の入学生）については、改正後の学則第２条、第４条、第５条、第８条、第２７条、第４４条、第４５条、第４６条、第５６条、第５７条および第６０条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 外国語学部および経済学部の入学定員は、平成１２年度から平成１５年度までの間、第４条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員							
		平成１２年度		平成１３年度		平成１４年度		平成１５年度	
		昼間主 コース	夜間主 コース	昼間主 コース	夜間主 コース	昼間主 コース	夜間主 コース	昼間主 コース	夜間主 コース
外国語学部	日本語学科	６０	２９	６０	２８	６０	２７	６０	２６
	英米語学科	１２８	９８	１２６	９６	１２４	９４	１２２	９２
	中国語学科	４９	２９	４８	２８	４７	２７	４６	２６
経済学部	経済学科	４３０	１７４	４１０	１６８	３９０	１６２	３７０	１５６

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 外国語学部英米語学科の平成12年度の入学生の履修方法については、改正後の学則第5条第3項および第8条の別表1の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成12年度に行った企業等における実習・研修的な就業体験で本大学が認めるものについては、本学則の施行後に行われたものとみなし、改正後の学則第5条第3項および第8条の規定に基づき単位を認定することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する
- 2 平成13年度以前の入学生（3年次編入学生にあつては、平成15年度以前の入学生）については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成14年9月17日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前の入学生（3年次編入学生にあつては、平成15年度以前の入学生）については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 外国語学部日本語学科・英米語学科・中国語学科および経済学部経済学科の平成13年度以前の入学生（3年次編入学生にあつては、平成15年度以前の入学生）ならびに不動産学部不動産学科の平成15年度以前の入学生（3年次編入学生にあつては、平成17年度以前の入学生）については、改正後の学則第5条第4項および第8条の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前の入学生（3年次編入学生にあつては、平成18年度以前の入学生）については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 外国語学部日本語学科・英米語学科・中国語学科および経済学部経済学科の平成17年度

以前の入学生（３年次編入学生にあつては、平成１９年度以前の入学生）ならびに不動産学部不動産学科の平成１５年度以前の入学生（３年次編入学生にあつては、平成１７年度以前の入学生）については、なお従前の例による。

附 則

- １ この学則は、平成１９年４月１日から施行する。
- ２ 経済学部経済学科および不動産学部不動産学科の平成１８年度以前の入学生（３年次編入学生にあつては、平成２０年度以前の入学生）については、改正後の学則第５条第４項および第８条の別表１の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- １ この学則は、平成２０年４月１日から施行する。
- ２ 経済学部経済学科の平成１９年度以前の入学生（３年次編入学生にあつては、平成２１年度以前の入学生）については、改正後の学則第５条第４項および第８条の別表１の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則

- １ この学則は、平成２１年４月１日から施行する。
- ２ 経済学部経済学科および不動産学部不動産学科の平成２０年度以前の入学生（３年次編入学生にあつては、平成２２年度以前の入学生）については、改正後の学則第５条第４項および第８条の別表１の規定にかかわらずなお従前の例による。

附 則

- １ この学則は、平成２２年４月１日から施行する。
- ２ 平成２１年度以前の入学生（３年次編入学生にあつては、平成２３年度以前の入学生）については、なお従前の例による。

附 則

- １ この学則は、平成２３年４月１日から施行する。
- ２ 歯学部歯学科の平成２２年度以前の入学生については、改正後の学則第５０条第２項の規定の削除にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、２０１２年３月１３日から施行し、２０１１年４月１日から適用する。

附 則

この学則は、２０１２年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 2012年度以前の入学生（3年次編入学生にあっては、2014年度以前の入学生）については、改正後の学則第5条第4項および第8条の別表1の規定（キャリアデザインを除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 外国語学部日本語学科、英米語学科および中国語学科ならびに不動産学部不動産学科の2013年度以前の入学生（3年次編入学生にあっては、2015年度以前の入学生）については、改正後の学則第5条第4項および第8条の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 外国人留学生を対象とする入学試験制度による2014年度以前の入学生（3年次編入学生にあっては、2016年度以前の入学生）については、改正後の学則第5条第4項および第8条の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 経済学部経済学科およびホスピタリティ・ツーリズム学部ホスピタリティ・ツーリズム学科の2014年度以前の入学生（3年次編入学生にあっては、2016年度以前の入学生）については、改正後の学則第5条第4項および第8条の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 歯学部歯学科の2014年度以前の入学生については、改正後の第45条第2項の規定並びに2015年4月1日現在で第3学年以上に在学する学生については、改正後の学則第5条第4項および第8条の別表2-2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2015年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 外国語学部日本語学科、英米語学科および中国語学科ならびに不動産学部不動産学科の2015年度以前の入学生（3年次編入学生にあっては、2017年度以前の入学生）については、改正後の学則第5条第4項および第8条の別表1の規定にかかわらず、なお従前の

例による。

附 則

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第4条に規定する収容定員は、2017年度、2018年度および2019年度においては、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

学 部	学 科	収容定員（名）		
		2017年度	2018年度	2019年度
外国語学部	日本語学科	325		
	英米語学科	810		
	中国語学科	285		
経済学部	経済学科	1,530	1,400	1,300
不動産学部	不動産学科	945	860	790

- 3 外国語学部中国語学科およびホスピタリティ・ツーリズム学部ホスピタリティ・ツーリズム学科の2016年度以前の入学生（3年次編入学生にあっては、2018年度以前の入学生）については、改正後の学則第5条第4項および第8条の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第4条に規定する収容定員は、2019年度、2020年度および2021年度においては、それぞれ次のとおり読み替えるものとする。

学 部	学 科	収容定員（名）		
		2019年度	2020年度	2021年度
外国語学部	英米語学科	760	720	680
	中国語学科	250	220	190

附 則（2020年1月21日、3月17日一部改正）

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 ホスピタリティ・ツーリズム学部ホスピタリティ・ツーリズム学科の2019年度以前の入学生（3年次編入学生にあっては、2021年度以前の入学生）については、改正後の学則第5条第4項および第8条の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（2020年3月17日、6月23日一部改正）

- 1 この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 外国語学部日本語学科、英米語学科、中国語学科および経済学部経済学科ならびに不動産

学部不動産学科の2020年度以前の入学生（3年次編入学生にあつては、2022年度以前の入学生）については、改正後の学則第5条第4項および第8条の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。